

学校法人会計基準の処理標準

令和7年3月

大 阪 府 教 育 庁 私 学 課

目 次

I. 学校法人会計基準の処理標準

1. 資産となるべき機器備品および図書に関する会計処理
2. 注記事項
3. 基本金明細書の作成
4. 留意事項

II. 記載科目

1. 貸借対照表記載科目
2. 事業活動収支計算書記載科目
3. 資金収支計算書記載科目
4. その他の留意事項

III. 参考

1. 改正履歴

(注1)幼稚園(認定こども園を含む)、認可保育所、認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む)(以下総称して「幼稚園等」という。)を設置する学校法人にのみ適用する事項については、別に示す「学校法人会計基準の処理標準(幼稚園等を設置する学校法人に係る補足事項)」を合わせて参考すること

(注2)専修学校を設置する学校法人にのみ適用する事項については、別に示す「学校法人会計基準の処理標準(専修学校を設置する学校法人に係る補足事項)」を合わせて参考すること

I. 学校法人会計基準の処理標準

1. 資産となるべき機器備品および図書に関する会計処理

(1)学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)別表第一の有形固定資産のうち、教育研究用機器備品・管理用機器備品(以下「機器備品」という。)および図書に該当する処理標準は次のとおりとする。

ア 機器備品については、耐用年数が 1 年以上であり、かつ 1 個または 1 組の価額が、一定金額以上のものとする。ただし、少額重要資産(学校法人の性格上基本的に重要なもので、その目的遂行上常時相当多額に保有していることが必要とされる資産をいう。)についてはこの限りでない。

イ 長期間にわたって保存・使用することが予定される図書は、取得価額の多寡にかかわらず固定資産に属する図書として取り扱う。図書と類似の役割を有するテープ、レコード、フィルム、DVD 及び CD 等の諸資料は、利用の態様に従い、図書に準じて会計処理を行うものとする。

(2)資産となるべき機器備品および図書の減価償却の方法

ア 原則として定額法で行い、残存価額をおかないものとする。

イ 機器備品の減価償却は次のとおり処理すること。

(ア) (1)のアの一定金額以上の機器備品は個別償却とすること。

(イ) (ア)に掲げるものの以外の備品は、取得年度別に備品の取得価額を合計した額で一括減価償却(以下「総合償却」という。)を行うことができる。

(ウ) 固定資産に属する図書については、原則として、減価償却経理を必要としないものとする。この場合、図書の管理上、除却の処理が行われたときは、当該図書の取得価額相当額をもって事業活動支出に計上するものとする。ただし、除却による経理が困難なときは、総合償却の方法により減価償却経理を行うことができる。

(エ) 個別償却に該当する資産で、償却最終年度に至って、なお将来使用目的に耐えられると認められるものは、1 円又は 100 円などの備忘価額をつけることができる。

(3)その他の留意事項

機器備品の一定額未満の物品で他の法令等により管理を必要とするものは、その趣旨にそって管理台帳を作成すること。

2. 注記事項

学校法人会計基準第 40 条により、計算書類(貸借対照表及び収支計算書)において、次のアからソに掲げる事項を注記すること。

ア 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額

ウ 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額

エ 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額

オ 担保に供されている資産の種類及び額

カ 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額(基本金未組入高)

キ 当該会計年度の末日において第 4 号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨及び当該資金を確保するための対策

ク セグメント(学校、附属施設等の部門)情報

ケ 重要な偶発債務

- コ 子法人に関する事項
- サ 学校法人の出資による会社に係る事項
- シ 関連当事者との取引の内容に関する事項
- ス 学校法人間の財務取引
- セ 重要な後発事象
- ソ アからセに掲げる事項のほか、財務及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

3. 基本金明細書の作成

基本金明細書については、学校法人会計基準第 50 条の規定にかかわらず、下記の場合においては作成すること。

- ・ 第 1 号基本金、第 2 号基本金、第 3 号基本金及び第 4 号基本金に未組入額がある場合
- ・ 第 2 号基本金及び第 3 号基本金の組入れに係る計画集計表を作成しなければならない場合

4. 留意事項

(1) 計算書類等及び財産目録の公表

私立学校法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 21 号)による改正後の私立学校法(昭和 24 年法律第 170 号。以下「改正私学法」という。)により、学校法人会計基準は改正私学法に基づく基準として位置づけられ、本基準がステークホルダーへの情報開示を主な目的として整備されている。また、学校法人が作成する計算書類等(計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。)及び財産目録について閲覧及び公表の対象とされている。

これらを踏まえ、大阪府が所轄する学校法人のうち「文部科学大臣所轄学校法人等」に該当するものは、閲覧及び公表の対象となるものについてインターネット等により公表しなければならないとされていることに注意すること。また、「文部科学大臣所轄学校法人等」に該当しないもののうち、寄附行為により「公表しなければならない」とされている場合も、寄附行為の規定により同様の対応が必要であることに注意すること。

なお、「文部科学大臣所轄学校法人等」に該当しないもののうち、寄附行為により「公表しなければならない」とされていない場合、改正私学法において公表は努力義務となっているが、同法の趣旨を踏まえ、情報の公表について積極的に検討すること(改正私学法第 103 条第 2 項、第 106 条、第 107 条、第 137 条及び第 151 条)。

<参考>「文部科学大臣所轄学校法人等」について

大阪府が所轄する学校法人のうち、次の「基準 1」と「基準 2」の両方を満たす学校法人は、文部科学大臣が所轄する学校法人と同等の扱いとするとされている。

基準 1) 学校法人等の事業の規模に関する基準として、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が 10 億円以上
- (2) 最終会計年度に係る貸借対象表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上

基準 2) 学校法人等の事業を行う区域に関する基準として、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 3 以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置していること。
- (2) 広域の通信制の課程を置く私立高等学校等を設置していること。

(2) 本処理標準の適用

本処理標準は令和 7 年 4 月 1 日から適用することとし、令和 7 年度以降の会計に適用する。

II. 記載科目

1. 貸借対照表記載科目

(1) 記載科目 別紙 1

(2) 留意事項

- ア 本科目は、貸借対照表に記載する処理標準記載科目であり、内部処理上使用する勘定科目は、学校法人において独自に設定することができる。
- イ 各学校法人において、別紙 1 以外の記載科目を別に設定する必要がある場合は、小科目にあっては形態別分類とすること。
- ウ 大科目及び中科目については、学校法人において独自に設定すること、該当する記載事項がない場合の省略をすることはできない。

2. 事業活動収支計算書記載科目

(1) 記載科目 別紙 2

(2) 留意事項

- ア 本科目は、事業活動収支計算書に記載する処理標準記載科目であり、内部処理上使用する勘定科目は、学校法人において独自に設定することができる。
- イ 学校法人において、別紙 2 以外の記載科目を別に設定する必要がある場合は、小科目にあっては形態別分類とし中科目にあっては目的別分類とすること。
- ウ 大科目については、学校法人において独自に設定すること、該当する記載事項がない場合の省略をすることはできない。

3. 資金収支計算書記載科目

(1) 記載科目 別紙 3

(2) 留意事項

- ア 本科目は、資金収支計算書に記載する処理標準記載科目であり、内部処理上使用する勘定科目は、学校法人において独自に設定(会計基準に示されている範囲内)することができる。
- イ 学校法人において、別紙 3 以外の記載科目を別に設定する必要がある場合は、小科目にあっては形態別分類とし、中科目にあっては目的別分類とすること。
- ウ 大科目については、学校法人において独自に設定すること、該当する記載事項がない場合の省略をすることはできない。

4. その他の留意事項

学校法人会計基準の別表第一の注記 2、別表第二の注記 4 並びに別表第三の注記 4 及び 5 の記載に関わらず、教育研究経費(支出)及び管理経費(支出)並びに教育研究用機器備品(支出)及び管理用機器備品(支出)の各科目については、各種補助金の補助対象経費を明確に示す必要があることから、別紙 1、2 及び 3 に示すとおりの科目を使用すること。

貸借対照表記載科目

資産の部

大科目	中科目	小科目	備考
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物 教育研究用機器備品 管理用機器備品 図書 車両 建設仮勘定	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。 耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。 建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。 プール、運動場、校庭等の土木設備又は工作物をいう。 標本及び模型を含む。 長期間にわたって保存使用される図書をいう。 建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
特定資産	第2号基本金引当特定資産 第3号基本金引当特定資産 退職給与引当特定資産 減価償却引当特定資産 (何)引当特定資産		使途が特定された預金等をいう。 具体的科目名をもうけ表示すること。
その他の固定資産	借地権 電話加入権 施設利用権 ソフトウェア 有価証券 収益事業元入金 長期貸付金		地上権を含む。 専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。 長期に保有する有価証券をいう。 収益事業に対する元入額をいう。 その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。

大科目	中科目	小科目	備考
流動資産		現金預金 未収入金 貯蔵品 短期貸付金 有価証券 前払金	資金収支計算書における翌年度繰越支払資金の残高と一致しなければならない。 現金、当座預金、普通預金、積立預金等具体的科目名をもつけ表示することができる。 学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。 減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。 一時的に保有する有価証券をいう。

負債の部

大科目	中科目	小科目	備考
固定負債		長期借入金 学校債 長期未払金 退職給与引当金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。 同上 同上 退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債		短期借入金 1年以内償還予定学校債 手形債務 未払金 前受金 預り金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。 物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。 教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。

純資産の部

大科目	中科目	小科目	備考
基本金		第1号基本金 第2号基本金 第3号基本金 第4号基本金	学校法人会計基準第13条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。 学校法人会計基準第13条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。 学校法人会計基準第13条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。 学校法人会計基準第13条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
繰越収支差額		翌年度繰越収支差額	

事業活動収支計算書記載科目

教育活動収支 事業活動収入の部

大科目	小科目	備考
学生生徒等納付金	授業料 入学金 実験実習料 施設設備資金 (その他納付金収入)	在学条件として所定の額を義務的かつ一律に納付すべきものをいう。 教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。 施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。 その他納付金として徴収する冷暖房費、教材費等と具体的な納付金名の科目をもつけ表示する。
手数料	入学検定料 試験料 証明手数料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄付金	特別寄付金 一般寄付金 現物寄付	施設設備寄付金以外の寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。 施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。
経常費等補助金	国庫補助金 地方公共団体補助金	施設設備補助金以外の補助金をいう。 補助金ごとに科目をもつけ表示すること。 (原則として、交付決定通知書による) 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
付随事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。 附属機関(病院、農場、研究所等)の事業の収入をいう。 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
雑収入		施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。

大科目	小科目	備考
	施設設備利用料 廃品売却収入 退職金財団収入 雑収入	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。 退職金財団からの受入資金をいう。 固定資産に含まれないものの売却金、その他学校に帰属する上記各収入以外の収入をいう。

教育活動収支 事業活動支出の部

大科目	小科目	備考
人件費	教員人件費 職員人件費 役員報酬 退職給与引当金繰入額 退職金	教員(校長を含む)の本俸、期末手当、その他の手当(通勤手当含む)、所定福利費(私学共済・退職金財団負担金等を含む)をいう。 職員(運転手を含む)の本俸、期末手当、その他の手当(通勤手当含む)、所定福利費(私学共済・退職金財団負担金等を含む)をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。 退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。
教育研究経費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 車輌燃料費 通信費 研究費 保健衛生費 修繕費 損害保険料 貸借料 報酬・委託・手数料 奨学費 雜費 減価償却額	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。 教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。

大科目	小科目	備考
管理経費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 車輌燃料費 福利費 通信費 修繕費 損害保険料 貸借料 公租公課 諸会費 広報費 涉外費 会議費 報酬・委託・手数料 雑費 補助活動支出 減価償却額	管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
徴収不能額等	徴収不能引当金繰入額 徴収不能額	徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となった金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載するものとする。

教育活動外収支 事業活動収入の部

大科目	小科目	備考
受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
その他の教育活動外収入	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。

教育活動外収支 事業活動支出の部

大科目	小科目	備考
借入金等利息	借入金利息 学校債利息	
その他の教育活動外 支出		

特別収支 事業活動収入の部

大科目	小科目	備考
資産売却差額	施設売却差額 設備売却差額 有価証券売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
その他の特別収入	施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額	施設設備の拡充等のための寄付金をいう。 施設設備の受贈額をいう。 施設設備の拡充等のための補助金をいう。 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。

特別収支 事業活動支出の部

大科目	小科目	備考
資産処分差額	施設処分差額 設備処分差額 有価証券処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
その他の特別支出	災害損失 過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。

大科目	小科目	備考
予備費	予備費	
基本金組入前当年度 収支差額		
基本金組入額合計		
当年度収支差額		
前年度繰越収支差額		
基本金取崩額		
翌年度繰越収支差額		

資金収支計算書記載科目

収入の部

大科目	小科目	備考
学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学金収入 実験実習料収入 施設設備資金収入 (その他納付金収入)	在学条件として所定の額を義務的かつ一律に納付すべきものをいう。 教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。 施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。 (その他納付金として徴収する冷暖房費、教材費等と具体的な納付金名の科目をもうけ表示する。)
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入	土地、建物等の現物寄付金を除く。 設立母体からの運営費等助成は寄付金収入とする。 設立寄附については注記すること。 用途指定のある寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入	補助金ごとに科目をもうけ表示すること。 (原則として、交付決定通知書による) 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
資産売却収入	施設売却収入 設備売却収入 有価証券売却収入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。

大科目	小科目	備考
付随事業・収益事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。 附属機関(病院、農場、研究所等)の事業の収入をいう。 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。 収益事業会計からの繰入収入をいう。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
雑収入	施設設備利用料収入 廃品売却収入 退職金財団収入 雑収入	施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。 退職金財団からの受入資金をいう。 固定資産に含まれないものの売却金、その他学校に帰属する上記各収入以外の収入をいう。
借入金等収入	長期借入金収入 短期借入金収入 学校債収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
前受金収入	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入	翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。 具体的な納付金名の科目をもうけ表示する。
その他の収入	第2号基本金引当特定資産取崩収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入	上記の各収入以外の収入をいう。

大科目	小科目	備考
	(何)引当特定資産取崩収入 前期末未収入金収入 貸付金回収収入 預り金受入収入 仮払金回収収入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
資金収入調整勘定	期末未収入金 前期末前受金 その他	
前年度繰越支払資金	前年度繰越支払資金	

支出の部

大科目	小科目	備考
人件費支出	教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出	教員(校長を含む)の本俸、期末手当、その他の手当(通勤手当含む)、所定福利費(私学共済・退職金財団負担金等を含む)をいう。 職員(運転手を含む)の本俸、期末手当、その他の手当(通勤手当含む)、所定福利費(私学共済・退職金財団負担金等を含む)をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。
教育研究経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 車輌燃料費支出 通信費支出 研究費支出 保健衛生費支出 修繕費支出 損害保険料支出 賃借料支出	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。 教材費、印刷製本費、消耗備品費、消耗図書費を含む。 それぞれ独立科目として区分表示してもよい。 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。 通勤手当は人件費に含める。 金額が僅少な場合に限ること。 施設設備の修復のために要する費用をいう。 改造や拡張のための支出は含まない。

大科目	小科目	備考
	報酬・委託・手数料支出 奨学費支出 雑費支出	報酬、料金(講演料等)、業務委託料及び手数料等をいう。 貸与の奨学金を除く。
管理経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 車輌燃料費支出 福利費支出 通信費支出 修繕費支出 損害保険料支出 賃借料支出 公租公課支出 諸会費支出 広報費支出 涉外費支出 会議費支出 報酬・委託・手数料支出 雑費支出 補助活動支出	役員が行う業務執行、総務経理など、法人業務に要する経費、生徒募集のための費用及び教職員の福利厚生のための費用は、管理経費とする。 教職員に対する所定福利費以外の福利費(教職員慶弔費、懇親会費等)をいう。
借入金等利息支出	借入金利息支出 学校債利息支出	租税その他の賦課金をいう。 教育関係団体等に対する会費等をいう。 生徒募集等に要する経費を含む。
借入金等返済支出	借入金返済支出 学校債返済支出	会議に伴う茶菓子代、食事代等をいう。ただし、金額が僅少な場合に限ること。 公認会計士の監査報酬、事務代行手数料等をいう。

大科目	小科目	備考
施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出	整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。 建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。 プール、運動場、校庭等の土木設備又は工作物のための支出をいう。 建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。
設備関係支出	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出 図書支出 車両支出 ソフトウェア支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。 長期間にわたって保存使用される図書を取得するための支出をいう。 ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
資産運用支出	有価証券購入支出 第2号基本金引当特定資産 繰入支出 第3号基本金引当特定資産 繰入支出 (何)引当特定資産繰入支出 収益事業元入金支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。
その他の支出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出 仮払金支払支出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
予備費	予備費	予備費とは、予算科目であって、これを使用した場合は、当該振替科目とその振替金額を注記する。
資金支出調整勘定	期末未払金 前期末前払金 その他 期末手形債務	
翌年度繰越支払資金	翌年度繰越支払資金	

注:教育研究経費と管理経費とに区分することが困難な費用は、主たる使途に従って、教育研究経費と管理経費とのいずれかに含めるものとする。また、同じ科目に属する経費は、日常処理においては主たる科目にまとめて記入し、期末に区分するか、または適当な基準により配分計算を行い、教育研究経費と管理経費とにふり分ける方法をとってもよい。

III. 参考

1. 改正履歴

昭和 51 年 12 月制定、昭和 53 年 6 月一部改正、昭和 58 年 3 月一部改正、昭和 59 年 7 月一部改正、
昭和 62 年 2 月一部改正、昭和 63 年 2 月 一部改正、令和 2 年 3 月一部改正